

訪問看護及び介護予防訪問看護

訪問看護ステーション QUOLI クオリ 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 QUOLIUP が開設する訪問看護ステーション QUOLI クオリ(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 訪問看護ステーション QUOLI クオリ
- ② 所在地 つくば市さくらの森 3-7

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1)管理者 1名

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2)看護職員等 2.5以上(常勤換算)

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

(3)事務員、理学療法士、作業療法士、言語療法士は必要に応じて適当数雇用する

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり20円を徴収する。

3 死後の処置料は、20000円とする。

4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、つくば市、土浦市、つくばみらい市、牛久市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ① ステーションにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、看護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ② ステーションにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ ステーションにおいて、看護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意事項)

第11条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
 - ② 継続研修 年5回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 QUOLIUP とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(個人情報の保護)

第12条 ステーションは、利用者又は家族の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

ステーションは、知り得た利用者、または家族の個人情報については、ステーションの訪問看護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、利用者、家族の同意を予め書面にて得るものとする。

(衛生管理など)

第12条 ステーションは、職員清潔の保持、及び健康状態の管理を行うとともにステーションの設備及び備品などの衛生的な管理に努める。

2 ステーションは、ステーション内外において、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) ステーションにおける感染症の発生及び蔓延防止のための対策を検討する会議を概ね6か月に1回以上開催すると共に職員に周知徹底する。
- (2) ステーションにおける感染症の予防、及び蔓延防止の為の指針を整備する。
- (3) ステーションは職員に対し感染の発生、及び蔓延防止を啓発、普及するための研修や訓練を定期的を実施する。

附 則

この規程は、令和6年10月29日から施行する。

令和6年11月8日改定 （事業実施市域 牛久市追加）